

下関市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、下関市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第9条の規定により公示する。

公示日 令和8年(2026年)1月27日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の有効期限
				名称	所在地	
第398号	Blue Water	宇部市亀浦町四丁目11-3	井上 公志	Blue Water	宇部市亀浦町四丁目11-3	令和13年1月26日